

第1回九戸村小中学校建設等整備委員会

日 時 平成30年10月31日(水)
午後7時00分

場 所 役場3階 第2会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ 教育長 漆原一三

3 議 題

(1) 望ましい教育環境基計画の概要について

(2) 組織の確立について

・ 委員長・副委員長の選任について

(3) 整備方針について

(4) 今後の日程について

11月中旬に第2回委員会

11月下旬に学校視察、第3回委員会を予定

4 そ の 他

5 閉 会

九戸村小中学校建設等整備委員会名簿

番号	組 織 等	役 職	氏 名
1	村議会議員代表	議会議長	上 村 昇
2	学識経験者	盛岡大学短期大学部教授	嶋 野 重 行
3		盛岡市建築住宅課	上 柿 信
4	村内小中学校長・保育園長等代表	江刺家小学校 校長 (校長会会長)	高 橋 俊 明
5		九戸中学校 校長 (校長会副会長)	吉 田 竜二郎
6		ひめほたるこども園長	上 山 恵 子
7	村内小・中学校・保育園等保護者代表	九戸村PTA連合会会長	秋 元 光 浩
8		九戸村PTA連合会副会長	和 田 伸 一
9		九戸村保育施設保護者会 連合会長	下高山 朋 徳
10	村民一般公募委員	公募委員	松 本 稔
11		公募委員	栗谷川 健 一

九戸村小中学校建設等整備委員会設置要綱

(設置)

第1条 九戸村内の小学校及び中学校の建設について、必要な事項を検討するため、九戸村小中学校建設等整備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 九戸村内の小学校及び中学校の建設整備に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 村議会議員代表
- (2) 学識経験者等
- (3) 村内小中学校長・保育園長等代表
- (4) 村内小・中学校・保育園等保護者代表
- (5) 村民一般公募委員
- (6) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務が終了するまでとする。

- 2 委員会に委員長1人及び副委員長を1人置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めた時は委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月25日から施行する。